

仕 様 書

1 委託業務名

令和7年度プラスチックごみ削減取組促進業務

2 業務の目的

県民に対し、ごみの減量化やリサイクルへの取組の促進に対する意識の高揚を図るため、「プラごみ無くし隊（仮称）」を結成して、清掃活動やスーパーマーケットでの量り売りなどプラスチックの利用削減の取組を体験させ、その状況を SNS 等で周知することにより、プラスチックごみ（以下、「プラごみ」という。）削減の啓発を実施していく。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月23日（月）まで

4 業務の概要

（1）「プラごみ無くし隊（仮称）」の運営

- ・結成に際しては、隊長はタレント、インフルエンサー等を起用し、隊員は主に若者（学生等30名程度）で構成する。
- ・隊員は複数の清掃活動やプラスチックの利用削減に係る取組体験（計3回・1回あたり10名程度）を実施する。参考として、清掃活動はイベント会場や駅周辺での実施、プラスチック利用削減の取組体験はスーパーマーケットでの量り売り、デポジット容器の使用、給水スタンド等が挙げられる。
- ・毎回の活動については、SNS 等で発信していく。

（2）報告書の作成

（1）の結果をとりまとめた報告書を作成すること。

なお、報告書は公表資料となるため、著作権や肖像権に注意すること。

また、事業の内容について本県の Web ページに掲載するため、撮影した写真を提出すること。

5 委託業務の内容

（1）計画の作成

「プラごみ無くし隊（仮称）」の活動に係る業務実施計画の作成を計画すること。

（2）報告書の作成

次の内容を基本として作成すること。

- ・実施業務の概要
- ・実施結果

(3) 業務データの作成

報告書、記録写真など、本業務に係る全てのデータを格納したDVD又はCDを作成すること。

データは、Microsoft Word 又はExcel、Windows 版 Adobe Illustrator 等の加工可能な形式と、それをPDF形式に変換した電子データで作成すること。

6 成果物の納品

報告書2部及び業務データ2部(DVD又はCD)を、愛知県環境局資源循環推進課へ納品すること。

7 注意事項

- (1) 受託者は、本業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を1名選任し、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、本県と定期的な連絡調整や打合せを行うこと。
- (2) 本業務を行うにあたり必要な資材は、本県が貸与するものを除き、原則として受託者が準備すること。なお、清掃活動の際に収集したごみの処理施設への運搬、処理費などは委託業務内に含むものとし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を順守するものとする。
- (3) 学生等の参加に際しては、集合場所と自宅までの往復に相当する交通費と一日拘束するにあたり、相応な謝礼を渡すこと。また、活動に際し、学生等に金銭面で負担が生じないようにすること。集合場所から施設への移動費用や活動時に生じるマイボトルの購入費などの負担は受託者が代わりに負担すること。
- (4) 本業務の遂行に際して必要な手続(警察署、道路管理者への道路使用許可申請、施設管理者への必要な許可、撮影許可等)については、受注者が適切に実施すること。
- (5) 受託者は、成果物の著作権(著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。以下同じ。)を本県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。なお、活動内容の写真(タレント、インフルエンサーや学生の写る写真)を県Webページに掲載する可能性があり、県はそれらの写真を使用し、公開できるものとする。
- (6) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」)が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、その都度本県の指示を受けて処理すること。
- (8) 受託者は、本県から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。

- (9) 本仕様書の内容に変更が必要となった場合については、その都度県の指示を受けて処理すること。
- (10) 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、本県、受託者協議の上、定めること。特に、活動時における天候が台風、大雨等によりふさわしくないと判断される場合には、発注者と協議の上、安全面から別の日に延期をすること。